

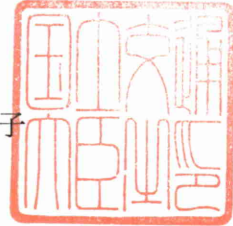


認 定 書

国 住 指 第 5330 号
平成 14 年 5 月 31 日

ゼオン化成株式会社
代表取締役社長 大森郁夫 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 23 条並びに同法施行令第 109 条の 6 第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 20 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QP020BE-9113
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
塩化ビニルサイディング・スラグせっこう板表張／せっこうボード裏張／木製
軸組造外壁
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り